

県大教ニュース

滋賀県立大学教職員組合

2017/8 年度第 2 号 2017 年 11 月 24 日発行

【特集】有期契約教職員雇い止め問題 (2)

今号は契約職員について書きますが、その前に、有期契約職員の雇い止め問題全般に関わることがらとして、昨年、文部科学省が国立大学法人に対して出した事務連絡の内容について紹介します。

◎文科省も「法の趣旨に反する」と事務連絡

昨年 12 月に、労働契約法による無期転換ルールへの対応について、文部科学省から国立大学法人に事務連絡メールが送られました。

2017 年 4 月に 5 年目の契約更新をする各労働者に明示できるよう、早急に無期転換ルールへの対応方針を決めるように求めています。また、2016 年 11 月の参議院厚生労働委員会議事録を参考資料として付け、「無期転換を避けるための雇い止めは労働契約法の趣旨に反する」「雇い止めをした場合は労働局が啓発指導に取り組む」とした厚労省の国会答弁を紹介し、「5 年到来前の雇い止めには説明責任が生じるので適切に対応いただきたい」と求めています。

本学は公立大学ですのでこの事務連絡は来ていないわけですが、当然ながら求められることは同じです。文科省が「早急に」と求めたのは 1 年前ですが、本学は現在まで何も決まっておらず、該当する有期契約教職員は自らの処遇がどうなるのか知らされていない状況です。

また、前号でも書いたとおり、まさに文科省が戒めているところの、「無期転換を避けるための雇い止め」をしようとしています。

なお、文科省がこの事務連絡メールにより依頼した対応状況調査の結果は以下にあります。

文部科学省大臣官房人事課「各国立大学法人及び大学共同利用機関法人における無期転換ルールへの対応状況に関する調査 結果概要 (平成 28 年度)」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFile/s/afieldfile/2017/05/19/1222251_03.pdf

◎契約職員数は、専任職員数の 1.5 倍以上

では、ここからは契約職員について述べます。

2006 年の法人化時に 78 人だった契約職員は、増減を繰り返してきましたが、今年度に大幅増員され、現在 88 人で、専任職員数 57 人の 1.5 倍以上になります。

例年、労使協定締結時に職員の長時間勤務が問題になっていますが、学科新設等で学生数も増え、業務が多様化しているにもかかわらず、職員定数を増やしていません。そのかわりに契約職員の増員で対応しようとしているようです。

一方で、経験を積んだ契約職員が、5 年を超えて本学で働ける制度を全く整備していないのが本学の現状です。これは、労働契約法の趣旨に反するだけでなく、組織の円滑な運営にとってもロスが大きいと言えます。

◎契約職員の契約期間の変更方針

大学が 2015 年 2 月に当組合に示した「有期労働契約の契約期間の取扱いの変更について」(県大教ニュース前号に添付)では、契約職員の契約期間の取扱いの変更(以下、「変更案」とします)について、次のように方針が示されています。

契約職員は、従来から、当初の採用日から 5 年を契約期間の上限としていました(1 年以内の契約を、更新 4 回まで)が、これを、「本学を雇用主とする 2 以上の有期労働契約の契約期間を通算して 5 年以内」を上限とするよう、変更するというものです。

従来から 5 年を上限に定められているので、特に労働条件の不利益変更ではないように見えますが、細かくみると違います。

変更案では、例えば契約職員として雇用される前に臨時雇用職員等として本学に雇用されていた人は、その期間の分、契約職員としての任期が短くなります。また契約職員としての 5 年の任期を満了した後、臨時雇用職員等として本学で働くことができません(6 ヶ月以上あけた後は可能)。

契約職員としての任期が終わった後に、そのノウハウを活かして研究室等で臨時雇用職員として働くケースは実際にしばしばありますが、そのようなことができなくなります。

このように、「無期転換申込権を生じさせない」という大学の姿勢は、労働契約法の趣旨に反することはもちろん、教育研究の場の円滑な運営にも反します。

◎他大学の対応

他大学にも、有期契約の職員が多数いますが、どのような対応をしているのでしょうか。

労働契約法の改正を受け、無期転換を無条件で認めている大学、一定の選考（テストや面接）を経て限定正職員化する大学、両者の組み合わせなど、対応に差がありますが、滋賀県立大学のように、選考を経て正職員化する道も全く用意せず、無期転換も認めず、ひたすら一律に5年で「使い捨てる」というような大学は、県大教が把握している範囲ではほとんどありません。

◎法の趣旨に従って無期転換ルールの整備を！

前述のとおり、現在でも全ての契約職員は5年で契約が更新されなくなりますが、実際には、6ヶ月以上のクーリング期間をあけて、再度、契約職員として雇用されるケースがしばしばあります。

改正労働契約法が施行されている現在、クーリング期間を利用して、脱法的に無期転換申込件を生じさせないようにしながら有期雇用を反復することは、コンプライアンスを重視している公的な機関のすることではありません。

以上を踏まえ、県大教では、従来から契約期間に5年の上限があった契約職員に関しても、無期転換することを求めて行きます。

【参考】

志田昇「非常勤講師・非常勤職員の5年（3年）上限との闘い～国立大での闘争が360万人の無期転換のカギに～」

『全大教時報』41-3（2017.8）

http://zendaikyo.or.jp/?action=cabinet_action_main_download&bblock_id=809&room_id=1&cabinet_id=17&file_id=5620&upload_id=16064

◆ アンケートご協力をお願い

県大教では、契約職員の当事者が5年以上の雇用をどの程度希望しているのか、また共に働く教職員は契約職員の任期が5年で切られることについてどう考えているのかなどについて、アンケート調査を行っております。

以下の入力フォームを利用して、アンケートにご協力をお願いします。

《契約職員に関するアンケート》

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdRVB31WHDY4ZQdN6b78jseLAAqYIA_IIVBPATcsPIYbSJQ/viewform

前号でお知らせした以下のアンケートも引き続き受け付けております。あわせてよろしくお願い申し上げます。

《臨時雇用職員/非常勤実習助手に関するアンケート》

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdVychLk0l0SzksaobwS93Ec2fJMbOMt4000NSiNo9aAYzGkQ/viewform>

◆ 理事長交渉参加のお願い

県大教は10月6日に「滋賀県立大学の労働、雇用、待遇、および教育・研究環境の改善に関する要求書」を当局に提出しました。要求書にもとづき、下記のように理事長交渉を行ないます。

日時：11月28日（火）14:30～16:20

会場：A1-208 会議室

今回の要望は多岐にわたっています。教職員からの声を、直接、大学当局に伝え、教育研究環境・労働環境を少しでも改善していきたいと思えます。組合員でなくともご参加いただけます。ご多忙と存じますが、ぜひご参加くださるようご案内申し上げます。

なお、交渉に先立ちまして、同日14時から組合室（A5棟1階作業室内）にて事前打ち合わせを行ないます。あわせてご参加いただけますと幸いです。

◆ 事務局より

次回の役員会は、12月4日（月）17時頃より組合室（A5棟1階作業室内）にて開催いたします。役員以外の組合員の方も参加できますので、活動にご意見のある方はぜひお気軽にご参加ください。